

様式 6

入札監視委員会定例会議議事概要（物品等）

開催日及び場所	平成 21 年 12 月 10 日(木) 本部事務機構本館第二会議室	
委員 (敬称略)	委員長 加藤義雄(仙台市社会福祉協議会会長) 委員 手島貴弘(公認会計士・税理士) 委員 高田敏文(大学院教授)	
審議対象期間	平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 9 月 30 日	
個別審議対象案件	7 件	(備考) 審議対象期間の総契約件数 422 件から、個別審議対象案件 7 件を抽出審議した。 回答は当該案件の担当者が行った。
一般競争入札方式	2 件	
総合評価方式	1 件	
最低価格方式	1 件	
指名競争入札方式	 件	
総合評価方式	 件	
最低価格方式	 件	
随意契約方式	5 件	
企画競争	3 件	
見積合せ	1 件	
競争性のない随意契約	1 件	
委員からの意見・質問 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	契約手続きについて、種々検討が重ねられ見直しが図られている。今後も、目的意識を持って見直しを図りながら、更に適正な入札・契約が締結できるよう努めてほしい。	

別 紙

質 問 (意 見)	回 答
<p>1．個別審議対象案件の抽出について (担当委員から説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	
<p>2．個別審議対象案件の審議</p> <p><u>(1) 一般競争入札方式 (総合評価方式)</u> 【 統合医用画像フィルムレスシステム 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札回数が7回となった理由について。 ・ 入札が1者だった理由について。 ・ 1者を特定する仕様となっていないことを事務サイドで牽制する仕組みについて。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は政府調達案件であり、政府調達における国内の自主的な措置として、再度入札を繰り返した上、競争入札で相手方を特定することとされているためである。 ・ 複数の業者から資料を収集する等により、公平な仕様を策定し、競争入札を行ったと認識しているが、今後はより多くの業者が競争入札に参加できるよう、更に公平性を確保した仕様の策定に努めていきたい。 ・ 仕様策定委員会には、財務部資産・調達管理課職員が必ず出席し、「仕様策定における留意事項」を委員全員に配布することにより、留意事項について周知している。また、公平性を欠くと思われる表現、数値または機能については、指摘の上訂正を求めている。
<p><u>(2) 一般競争入札方式 (最低価格方式)</u> 【 濃縮キセノンガス (Xe - 136) 一式 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明会参加者数について。 ・ 入札が1者だった理由について。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品調達に係る入札説明会は、政府調達案件のみ実施している。本件は科学研究費補助金であるが、同補助金に係る契約案件については、政府調達に該当しないことから、入札説明会は実施していない。 ・ キセノンガスは入手困難な希少なガスであり、特定の数社以外調達不可能であるため、興味を示す業者が無かったことが主な理由と考えられる。

別 紙

質 問 (意 見)	回 答
<p>(3) 随意契約 (企画競争)</p> <p>【集積 MEMS 用 LSI の設計および試作の業務一式】 3 件</p> <p>・複数回に分けて企画競争を行った理由について。</p>	<p>・試作する成果物は L S I であるが、試作に要する技術要件が 3 件それぞれ異なることと、また、それに加えてより多くの業者の参加を得たいとの判断から、複数回の企画競争を実施した。</p>
<p>(4) 随意契約 (見積合せ)</p> <p>【過酸化水素溶液 (JIS(日本工業規格)K1463:2007 に定める質量分率 35%の過酸化水素) 19,300Kg】</p> <p>・見積合せの対象とした業者の選定方法について。</p>	<p>・本案件は、病院におけるクーリングタワー及び冷却水配管の洗浄に要する薬品を調達する案件であるが、本学と取引のある薬品会社から、過酸化水素水溶液を扱える業者を選定し、見積合せを実施した。</p>
<p>(5) 随意契約 (競争性のないもの)</p> <p>【日本分光(株)製 遠赤外分光装置 FARIS-1H 一式】</p> <p>・当該装置に特定される理由について。</p> <p>・装置を特定する場合の仕組みについて。</p>	<p>・本学が、必要とする遠赤外分光装置について、研究上必要な基本的要求要件を決定し、仕様書作成のため複数社の資料を収集したところ、本学の基本的要求要件を全て満たす装置が、日本分光(株)製の当該装置のみであると判断したため。</p> <p>・本学において、政府調達案件以外の物品調達に関しては、3 名以上の仕様検討者が基本的要求要件を定め、仕様に合致するかどうか検討する過程において要求要件を満たす装置が 1 社の装置に特定されると想定される場合には、部局長の承認を得た上で、機種選定者が 1 社の装置に特定されることの可否について、総合的に判断することとなっている。</p> <p>また、仕様検討及び機種選定には事務職員がオブザーバーとして参加し、契約事務手続上の留意事項等を説明して確認することとしている。</p>

別 紙

質 問 (意 見)	回 答
<p>・他県の代理店との取引の可否について。</p>	<p>・本学における随意契約の条件として、最低でも「県内唯一」の販売代理店となっていることを条件としており、「県内唯一」の販売代理店と認められる場合には、他県の代理店とは取引せず、「県内唯一」の販売代理店と随意契約を締結している。</p>
<p>3 . 意見の具申 契約手続きについて、種々検討が重ねられ見直しが図られている。今後も、目的意識を持って見直しを図りながら、更に適正な入札・契約が締結できるよう努めてほしい。</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p>